

松くい虫防除（樹幹注入）業務委託 仕様書

1 実施目的等

- (1) 本業務は、市有施設内の松及び市指定保存松に松くい虫防除薬剤を樹幹注入することにより、松くい虫による松の枯死を未然に防止することを目的とする。
- (2) 受注者は、この仕様書及び新発田市委託契約約款によるほか、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等関係諸法規に従い、樹幹注入を実施すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、監督員の指示を受けること。

2 委託場所

五十公野コミュニティーセンターほか 19 か所
（内訳は別表 1 のとおり）

3 使用する樹幹注入薬剤

- (1) 下表の商品から 1 種類選択すること。

商品名	容量
ショットワン・ツー	60ml/本
マツガード	60ml/本
グリーンガード・NEO	90ml/本

- (2) 使用本数：1,517 本（内訳は別表 1 のとおり）

4 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 26 日まで

5 施工計画書の作成

- (1) 発注者の指示を受け、受注者は着手前に実施箇所の状況について熟知し、樹幹注入の施工計画書（工程表、現場組織表、施工方法、緊急時の体制・対応等）を作成の上、監督員に提出し承認を受けること。
- (2) 受注者は、承認を受けた施工計画書を遵守し、施工すること。

6 対象木

別表 1 に記載の松を樹幹注入の対象とする。ただし、樹幹部が 10cm 以下の松は対象外とする。なお、対象松の倒木・枯死・異常等により使用薬剤の本数が変動するときは、速やかに監督員に報告すること。これにより委託料が増減する場合は変更契約を行う。

7 樹幹注入

- (1) 作業の実施日時については、各施設管理者と協議の上、決定すること。
- (2) 薬剤の使用に際しては、農薬登録において定められた使用基準を遵守すること。
- (3) 作業に従事する者は、使用する薬剤について十分な知識を有する者に限ること。

- (4) 樹幹注入を行う作業員は、ヘルメット、手袋、長靴等を着用し、直接人体に薬剤が接触しないよう注意すること。
- (5) 雨天、雨後は、蒸散が鈍く薬剤が入りにくいこと、目打ち孔から雨水が入るそれがあること、薬剤の液漏れが確認しにくいこと等から樹幹注入を実施しないこと。
- (6) 施工部位は薬が入りやすく、組織に損傷を与えない次のような部位とする。
 - ①木肌がなめらかで、節や傷のない部位
 - ②薬剤が枝に遮られず、梢まで抜けるような部位
 - ③粗皮の薄い部位
- (7) 複数の孔をあける場合、水平及び同一の方向に孔をあけるのではなく、千鳥に孔をあけること。
- (8) 以前孔をあけた付近は避けて、樹幹注入を実施する。
- (9) 樹幹注入中は、薬剤のボトルを作業員以外の者が触れることのないよう、張り紙または立て札等で「薬剤注入中につき立入禁止」等の標示をするなどして、第三者の立入を阻止する措置を講ずること。
- (10) 第三者に損害を及ぼす等の事故が発生した場合は、受注者の責任において解決にあたること。
- (11) 薬剤の注入後は、孔に癒合材を充填し、孔をふさぐ措置を施すこと。
- (12) 注入後の容器は速やかに回収・保管し、関係法令に基づき、適正に処分すること。
- (13) 樹幹注入を実施した松には、後日確認できるよう、注入年度及び薬剤名を記したタグをつけること。

8 連絡体制の確立

受注者は常に所在を明らかにし、発注者と連絡を密にすること。

9 作業記録

- (1) 記録写真はカラーとし、以下の内容を撮影し整備すること。
 - ①薬剤の検収状況
 - ②松 1 本ごとに、黒板に施設名・テープナンバー・使用薬剤本数を記し、薬剤の注入状況とともに撮影したもの。
 - ③空容器の検収状況
- (2) 施設ごとの作業日時、作業内容等を記した一覧表を作成すること。

10 履行届の提出

現場作業完了後、前記 9 で整備した作業記録を添付し、履行届を提出すること。

※契約終了後、この契約に関しての業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。